

工事後のモニタリング計画

令和8年4月

宮城県

1 基本方針

1 目的

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）に係る処分場内廃棄物による周辺の生活環境への影響を把握し、地域住民の安全安心を確保するために、生活環境影響調査（以下「モニタリング」という。）を実施する。

2 調査事項

1の目的を達成するための調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 処分場による生活環境保全上の支障の有無の把握
- (2) 処分場内廃棄物により汚染された浸透水等の地下水への拡散又はそのおそれの把握
- (3) 処分場の状況の把握

3 調査方法等

モニタリングにあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）等の法令や日本産業規格等による。また、新たな知見が得られた場合や必要が生じた場合には、調査方法等について適時見直しする。

4 調査開始時期

この計画は平成19年度及び平成20年度の支障除去対策工事後のモニタリングから適用する。

5 その他

県は、日常的に実施する処分場の点検や維持管理において異常が発生した場合や、モニタリングにおいてこれまでとは異なる傾向の結果が継続した際には、必要な調査を実施する。

6 関係基準等の改正への対応

廃棄物処理法に基づく規制基準及び地下水環境基準等の関係基準の改正により新たな項目に基準値が設定されたときは、モニタリング計画に反映させることとする。

II 調査項目

1 処分場による生活環境保全上の支障の有無の把握に関する調査

処分場による生活環境保全上の支障の有無を把握するため、次の調査を実施する。

~~1.1 大気環境調査~~

~~処分場及び対照地点の大気に含まれる物質の濃度を測定し、処分場からの発生ガスによる影響を調査するもの。~~

~~(1) 調査項目~~

~~イ 大気環境基準項目・指針値設定項目 10 項目~~

塩化ビニルモノマー	1、3-ブタジエン	ジクロロメタン	アクリロニトリル	クロロホルム
1、2-ジクロロエタン	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	水銀及びその化合物

~~ロ その他の項目 3 項目~~

硫化水素	メタン	アンモニア
-----------------	----------------	------------------

~~(2) 調査地点~~

~~処分場内 1 地点、村田町役場 1 地点~~

~~(3) 調査頻度~~

~~年 1 回 (1 月から 2 月の間に実施)~~

1.1 硫化水素連続調査

処分場内で発生した硫化水素による悪臭の影響を調査するもの。

(1) 調査項目

硫化水素、風向、風速

(2) 調査地点

処分場内敷地境界 1 地点、村田第二中学校 1 地点

(3) 調査頻度

24 時間連続

1.2 放流水水質調査

処分場からの放流水の水質を調査するもの。

(1) 調査項目

イ 排水基準項目 17 項目

鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	1、4-ジオキサン	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
----------	-----------	-----------	------------	------------

アンモニア等※	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量
大腸菌群数	ダイオキシン類			

※ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

ロ その他の項目 7項目

溶存酸素量 (DO)	塩化物イオン	硫酸イオン	水	温	透視度
流	量	電気伝導率			

(2) 調査地点

放流水採取地点 1 地点

(3) 調査頻度

イ (1) イに掲げる項目のうち、以下に掲げる 15 項目 年 1 回【8 月から 9 月 (ただし、ダイオキシン類は 7 月から 9 月) の間に実施】

鉛及びその化合物	砒素及びその化合物	ほう素及びその化合物	ふっ素及びその化合物	アンモニア等
生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	フェノール含有量
亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	大腸菌群数	ダイオキシン類

ロ 前項に掲げる項目以外の調査項目 年 4 回

1.3 河川水水質調査

処分場からの放流水による放流先 (荒川) の影響を調査するもの。

(1) 調査項目

イ 環境基準健康項目 6 項目

鉛	砒素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素
1, 4- ジオキサン				

ロ 環境基準生活環境項目 5 項目

水素濃度イオン (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
--------------	------------------	------------	------------	------

ハ その他の項目 7 項目

アンモニア※	塩化物イオン	硫酸イオン	水	温	透視度
流	量	電気伝導率			

※ アンモニア、アンモニウム化合物

(2) 調査地点

荒川上流側 1 地点、荒川下流側 1 地点

(3) 調査頻度

イ (1) イ及びロに掲げる項目のうち、以下に掲げる 5 項目 年 1 回 (8 月から 9 月の間に実施)

鉛	砒素	ふっ素	ほう素	大腸菌数
---	----	-----	-----	------

ロ 前項に掲げる項目以外の調査項目 年 4 回

1.4 バイオモニタリング

処分場からの放流水による周辺環境への影響について、魚類を用いた AOD 試験 (水族環境診断法: Aquatic Organisms environment Diagnostics) を用いて調査するもの。

(1) 調査項目

AOD 試験による半数致死濃度

(2) 調査地点

荒川上流側 1 地点、荒川下流側 1 地点

(3) 調査頻度

年 1 回 (11 月から 12 月の間に実施)

2 処分場内廃棄物により汚染された浸透水等の地下水への拡散又はそのおそれの把握に関する調査

処分場内廃棄物により汚染された浸透水等の地下水の拡散又はそのおそれを把握するため、次の調査を実施する。

2.1 浸透水及び地下水水質調査

(1) 調査項目

イ 地下水等検査項目 25 項目

アルキル水銀	総水銀	カドミウム	鉛	六価クロム
砒素	全シアン	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
ジクロロメタン	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン	1, 1-ジクロロエチレン	1, 2-ジクロロエチレン
1, 1, 1-トリクロロエタン	1, 1, 2-トリクロロエタン	1, 3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン
チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	1, 4-ジオキサン	塩化ビニルモノマー

ただし、地下水は以上の項目のうち、以下の 3 項目のみとする。

鉛	砒素	1, 4-ジオキサン
---	----	------------

ロ その他の項目 17 項目

生物化学的酸素要求量 (BOD)	水素イオン濃度 (pH)	浮遊物質 (SS)	ほう素	ふっ素
アンモニア※1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	塩化物イオン	硫酸イオン	重炭酸イオン
硫化物イオン	水温	電気伝導率	酸化還元電位	ダイオキシン類※2

水	位	透	視	度
---	---	---	---	---

※1 アンモニア、アンモニウム化合物 ※2 H16-1b はダイオキシン類を除く

(2) 調査地点

イ 浸透水 11 地点

No.3b、No.5b、H16-3、H16-5、H16-6、H16-10、H16-11、H16-13、H17-15、H26-3a、H26-3b

ロ 地下水 10 地点

Loc.1、Loc.1a、Loc.1b、Loc.3、H16-1b、H16-15、H17-19、H26-1a、H26-1b、H26-2

※H16-1b はダイオキシン類を除く

(3) 調査頻度

イ (1) イ及びロに掲げる項目のうち、以下に掲げる 24 項目 年 1 回 (5 月から 6 月の間に実施)

アルキル水銀	総 水 銀	カドミウム	六価クロム	全 シ ア ン
ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素
1、2-ジクロロエタン	1、1-ジクロロエチレン	1、2-ジクロロエチレン	1、1、1-トリクロロエタン	1、1、2-トリクロロエタン
1、3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン
セレン	塩化ビニルモノマー	重炭酸イオン	硫化物イオン	

ロ 前項に掲げる以外の調査項目 年 4 回 (ただし、ダイオキシン類は年 2 回)

3 処分場の状況の把握に関する調査

処分場の状況を把握するため、次の調査を実施する。

3.1 発生ガス調査

処分場内の廃棄物による発生ガス及び浸透水の状況を把握するもの。

(1) 調査項目

発生ガス量、メタン、二酸化炭素、硫化水素、酸素、孔内温度 (管頭下 1m)、
気象 (気温、気圧)

(2) 調査地点

No.3、No.3a、No.3b、No.5、No.5a、No.5b、H16-3、H16-5、H16-6、H16-10、H16-11、
H16-13、H17-15、H26-3a、H26-3b、7-2、7-4

(3) 調査頻度

月 1 回

3.2 地中温度調査

処分場内に埋設された廃棄物による地中温度上昇の状況を把握するもの。

(1) 調査項目

鉛直方向 1m 毎の温度、帯水域の温度

(2) 調査地点

イ 廃棄物埋立区域内 9 地点

No.3、No.5、H16-3、H16-5、H16-6、H16-10、H16-11、H16-13、H17-15

ロ 廃棄物埋立区域外 1 地点

Loc.1a

(3) 調査頻度

年 2 回 (8 月から 9 月及び 1 月から 2 月の間に実施)

3.3 地下水位調査

処分場内の浸透水及び地下水の水位状況を把握するもの。

(1) 調査項目

地下水位、降雨量

(2) 調査地点

イ 廃棄物埋立区域内 11 地点

No.3、No.5、H16-3、H16-5、H16-6、H16-10、H16-11、H16-13、H17-15、H26-3a、H26-3b

ロ 廃棄物埋立区域外 10 地点

Loc.1、Loc.1a、Loc.1b、Loc.3、Loc.4、H16-15、H17-19、H26-1a、H26-1b、H26-2

(3) 調査頻度

24 時間連続

3.4 多機能性覆土状況調査

地下の廃棄物層から発生したガスが多機能性覆土に捕捉され、大気中に放散していないことを、非穿孔型土壌ガス調査法 (グラウンドエアシステム) を用いて確認するもの。

(1) 調査項目

硫化水素

(2) 調査地点

イ 多機能性覆土施工箇所 13 地点

A-1、A-2、A-3、A-4、A-5、A-6、B-1、B-2、B-3、B-4、B-5、B-6、B-7

ロ 比較対照地点 (通常覆土施工箇所) 13 地点

多機能性覆土隣接地等

(3) 調査頻度

年 1 回

3.5 地表ガス調査

平成 22 年度の表層ガス調査において、多機能性覆土周辺の廃棄物層で比較的高い濃度の硫化水素が検出されたことから、その周辺を対象として、硫化水素が大気中に放散していないことを、非穿孔型土壌ガス調査法（グラウンドエアシステム）を用いて確認するもの。

(1) 調査項目

硫化水素

(2) 調査地点

5 地点（平成 22 年度の表層ガス調査において、比較的高い濃度の硫化水素が検出された地点の周辺）

(3) 調査頻度

年 1 回

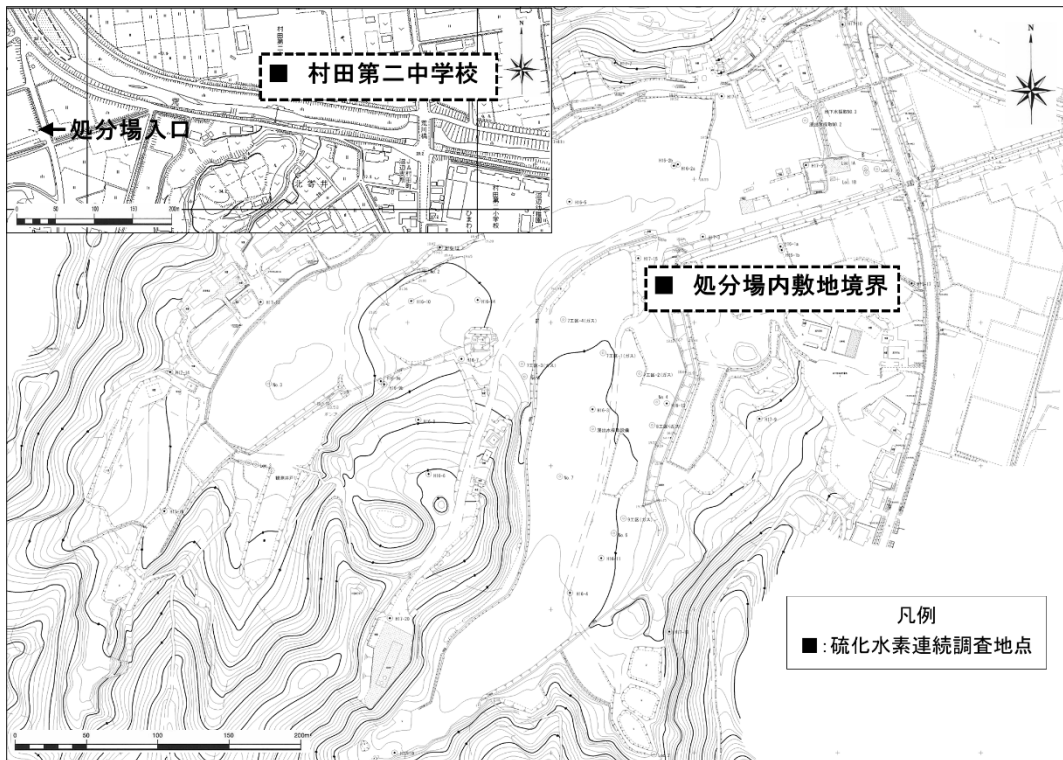
III 調査結果の評価及び公表

モニタリングは次の手順に従って実施及び評価し公表するものとする。

- (1) 県は、モニタリング計画に従い調査を実施する。
- (2) 県は、調査した結果を評価したモニタリング評価案を作成し、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会（以下「評価委員会」という。）に諮問する。なお、モニタリング評価案の作成にあたっては、廃棄物処理法に基づく基準や環境基準等を参考にする。
- (3) 評価委員会は、県から諮問されたモニタリング評価案を審議し答申する。
- (4) 県は、評価結果をホームページ等で公表する。

IV 調査地点図

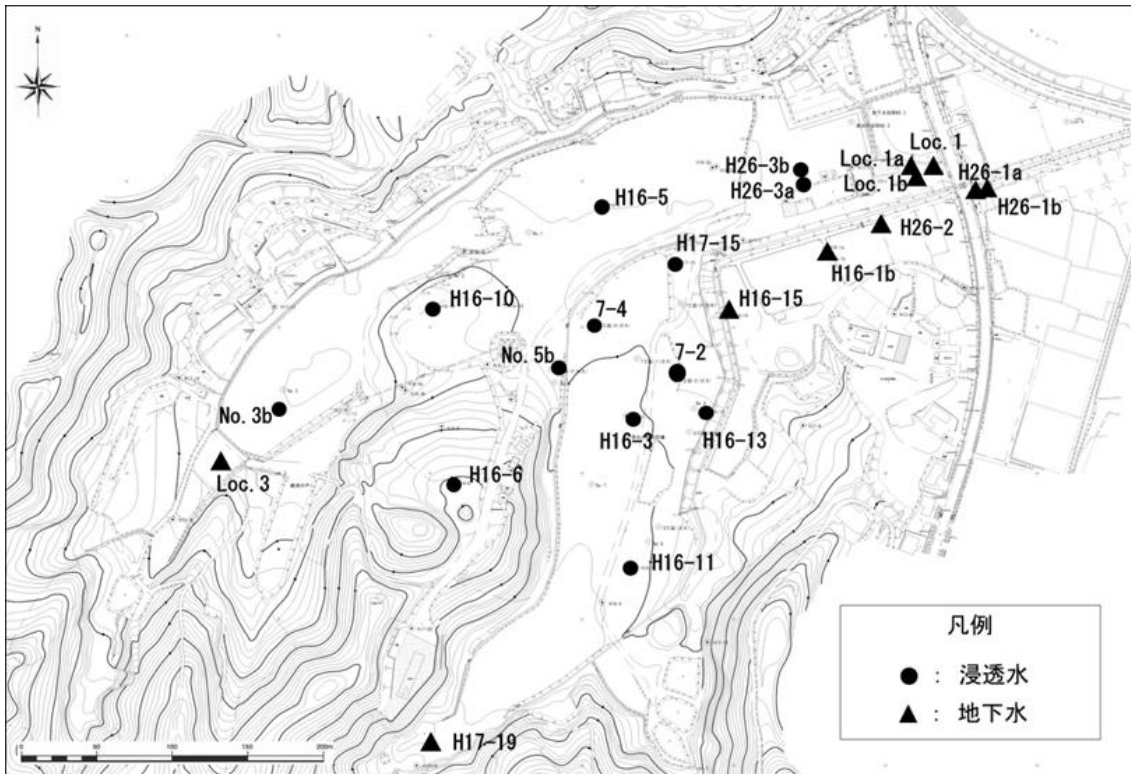
① 大気環境調査及び硫化水素連続調査地点図



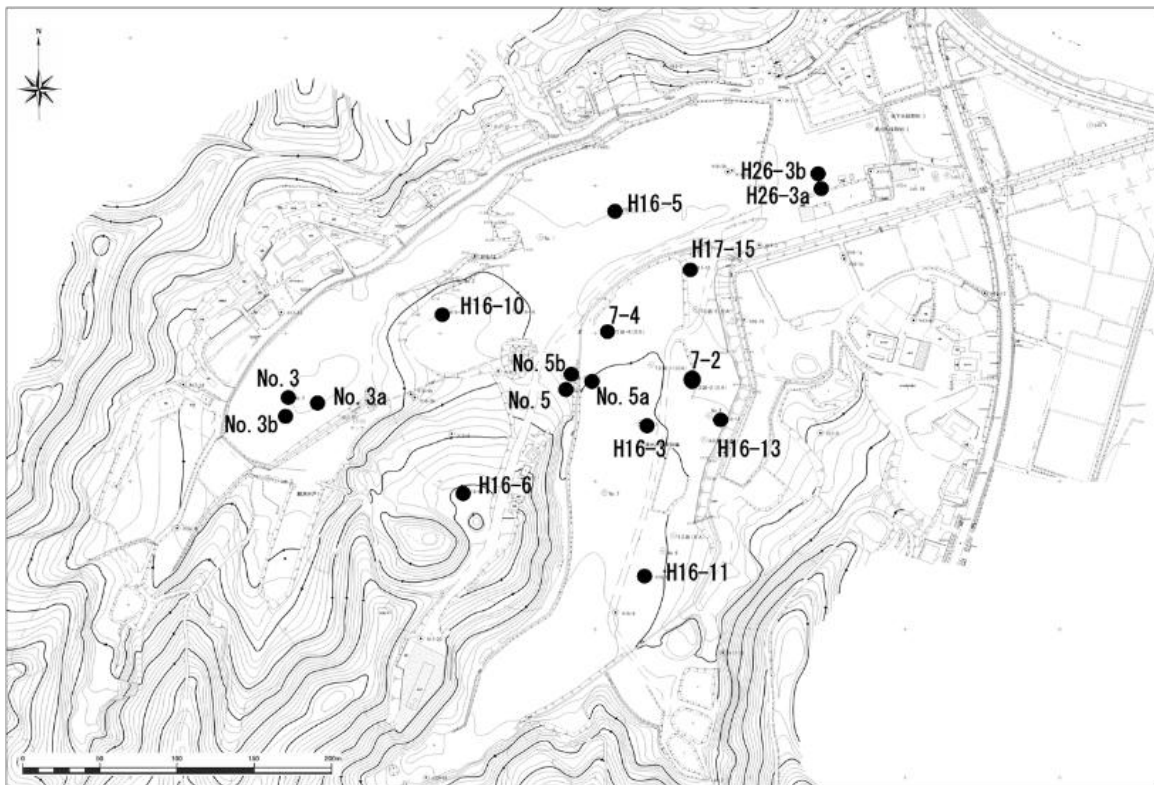
② 放流水及び河川水の水質調査、バイオモニタリング地点図



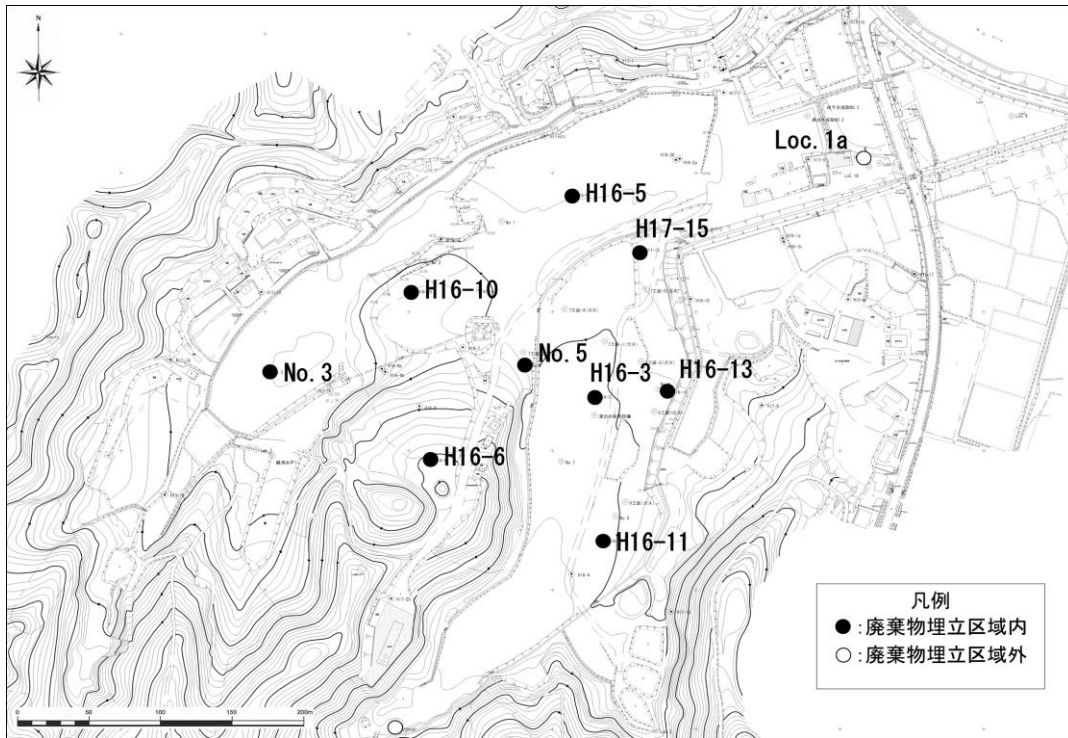
③ 浸透水及び地下水水質調査地点図



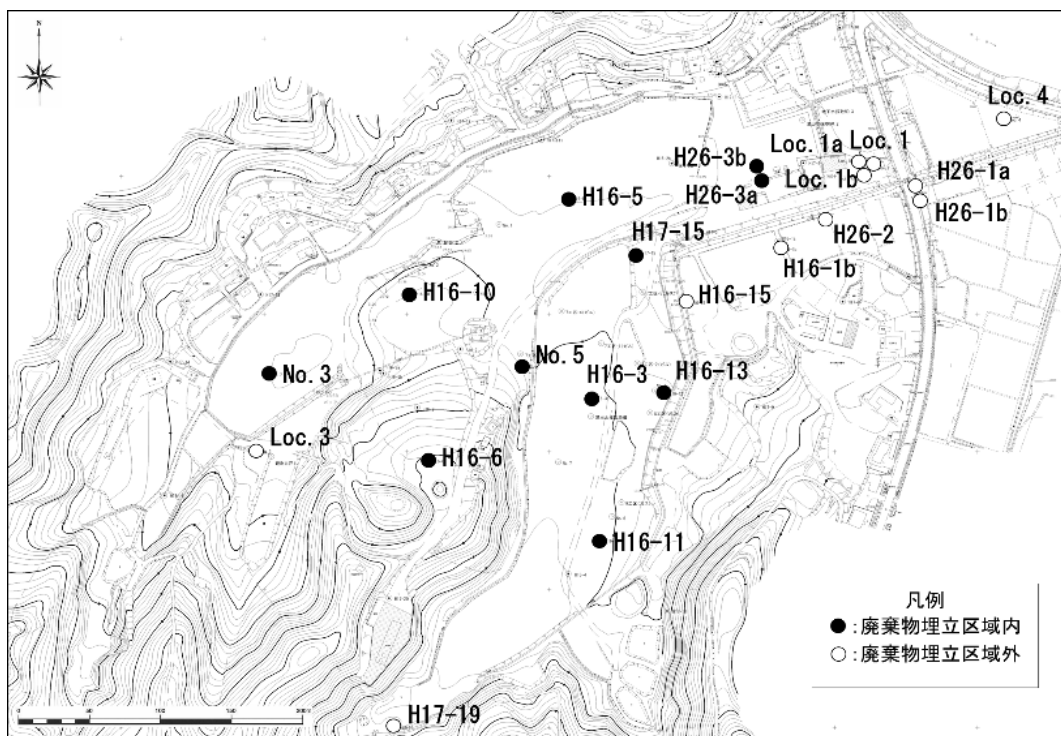
④ 発生ガス調査地点図



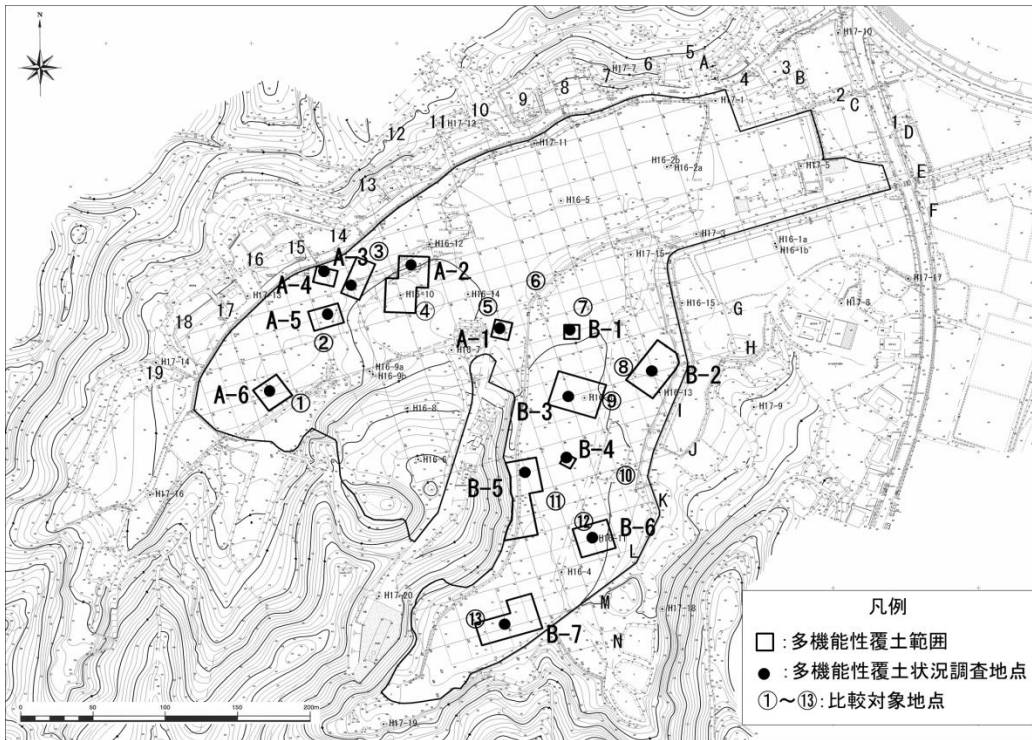
⑤ 地中温度調査地点図



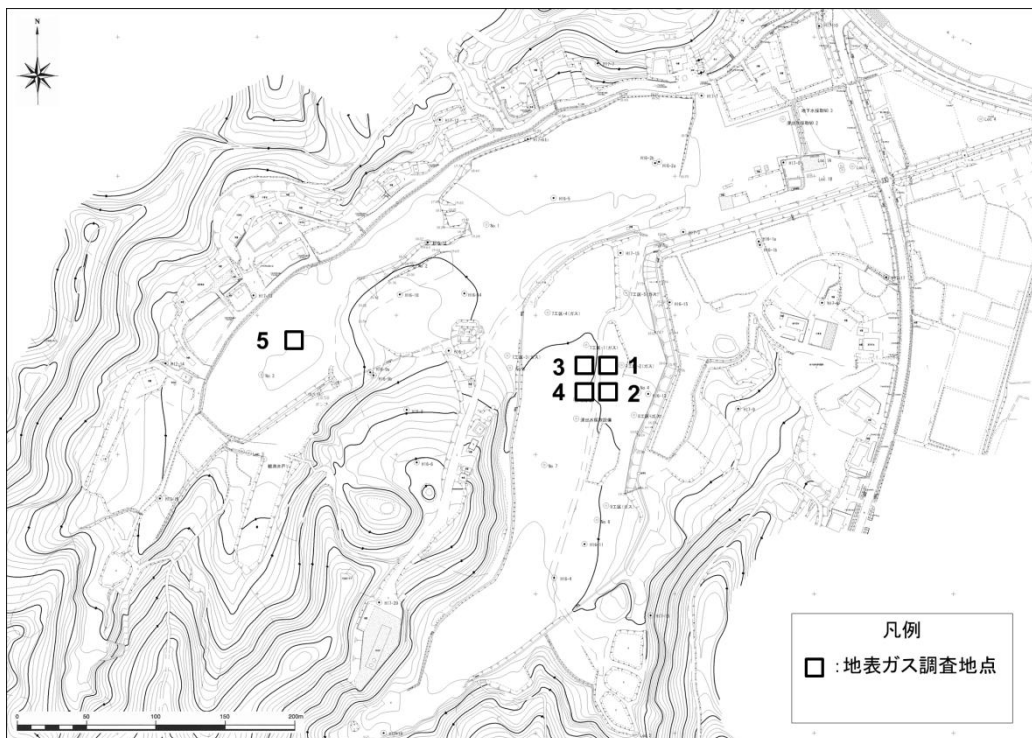
⑥ 地下水位調査地点図



⑦ 多機能性覆土状況調査地点図



⑧ 地表ガス調査地点図



工事後のモニタリング計画

平成20年 1月10日 策定 (平成21年 4月 1日施行)
平成20年 8月11日 改正 (平成21年 4月 1日施行)
平成22年 1月 4日 改正 (平成22年 4月 1日施行)
平成23年 4月 1日 改正 (平成23年 4月 1日施行)
平成26年 4月 1日 改正 (平成26年 4月 1日施行)
平成28年 2月 1日 改正 (平成28年 2月 1日施行)
令和5年 4月 1日 改正 (令和5年 4月 1日施行)
令和8年 4月 1日 改正 (令和8年 4月 1日施行)